

大田区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の
指定等実施要綱

平成18年3月31日保福事発第485号
改正 平成19年10月3日19保福高発第10642号
平成24年2月15日23福高発第11770号
平成24年6月18日24福介発第10908号
平成25年9月4日25福介発第11688号
平成26年1月28日25福介発第13126号
平成26年10月22日26福介発第12115号
平成27年3月30日26福介発第13947号
平成28年2月12日福介発第12457号
平成29年4月27日29福介発第10232号
平成30年6月21日30福介発第10841号部長決定
平成30年9月25日30福介発第11672号部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の事務に関し、大田区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する規則（平成18年規則第83号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の事務は、適正かつ効率的に行うため、関係部門と十分な連携のもとに行う。

2 区長は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の際し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）及び大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）に適合し、大田区の介護保険事業計画等に照らして施設整備が適当であるかどうかを要件審査する。

(指定申請等)

第3条 規則第2条第1項第1号の指定の申請をしようとする者は、指定申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により事業者等から指定の申請をうけ、適当と認めるときは、規則第2条第1項第1号の規定による指定を行い、申請した者に対して指定通知書（第2号様式）を交付する。

(更新申請等)

第4条 規則第2条第1項第3号の規定による更新の申請をしようとする者は、指定更新申請書（第3号様式）に必要な書類を添付して、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により事業者等から更新の申請をうけ、適当と認めるときは、規則第2条第1項第3号の規定による更新を行い、申請した者に対して指定更新通知書（第4号様式）を交付する。

(変更の届出等)

第5条 規則第2条第1項第4号の規定による変更の届出等をしようとする者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第131条の13第1項による変更の届出にあっては変更届出書（第5号様式）により、同条第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出又は同条第3項の規定による再開の届出にあっては廃止・休止・再開届出書（第6号様式）により、必要な書類を添付して、それぞれ区長に提出しなければならない。

(指定の辞退)

第6条 規則第2条第1項第5号の規定による辞退の届出をしようとする者は、指定辞退届出書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

(業務管理体制の整備に係る届出等)

第7条 規則第2条第1項第6号の規定による業務管理体制の整備の届出等をしようとする者は、業務管理体制の整備に係る届出書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、規則施行の日から適用する。

付 則

この要綱は、規則施行の日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から適用する。

付 則（平成25年9月4日25福介発第11688号）

この要綱は、決定の日から適用する。

付 則（平成26年1月28日25福介発第13126号）

この要綱は、決定の日から適用する。

付 則（平成26年10月22日26福介発第12115号）

この要綱は、決定の日から適用する。

付 則（平成27年3月30日26福介発第13947号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成28年2月12日福介発第12457号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 区長は、この要綱の施行日の前においても、地域密着型通所介護における指定等に関し必要な手続を行うことができる。

付 則（平成29年4月27日福介発第10232号）

この要綱は、決定の日から適用する。

付 則（平成30年6月21日福介発第10841号）

この要綱は、決定の日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。